

## 目黒区大規模集合住宅の建築における保育所等の設置の協力要請に関する要綱

制定 平成26年2月4日付け目子保第8419号

改正 平成29年9月30日付け目子保第5641号

### (目的)

第1条 この要綱は、増加する保育需要に対応するため、目黒区大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成19年11月目黒区条例第44号。以下「条例」という。）第9条の2の規定に基づく協議（以下「協議」という。）及び当該協議の際に保育所等の設置の協力を要請することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

### (協議の対象となる施設)

第3条 条例第9条の2の規定に基づく協議の対象となる子育て支援施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所
- (2) 法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を実施する施設
- (3) 法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を実施する施設
- (4) 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を実施する施設
- (5) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する施設
- (6) 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を実施する施設
- (7) 法第59条の2第1項の規定による届出を要する施設
- (8) その他前各号の施設に類する施設として区長が必要と認めるもの

### (協議の届出)

第4条 条例第9条の2に規定する建築主（以下「建築主」という。）は、協議をするときは、協議届出書（別記第1号様式）に同条に規定する指定建築物（以下「大規模集合住宅」という。）に係る次に掲げる書類を添付して区長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 配置図
- (3) 平面図
- (4) 工期スケジュール
- (5) その他区長が必要と認めるもの

(保育所等の設置の要請)

第5条 区長は、協議に係る大規模集合住宅が建築される地域に保育所等入所待機児童が在住し、又は当該大規模集合住宅が建築されることにより当該地域に小学校就学前子ども(子ども・子育て支援法(平成24法律第65号)第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。)の増加が見込まれる場合であって、当該大規模集合住宅に保育所等の設置が必要と認めるときは、当該建築主に対し保育所等の設置を要請するものとする。

2 区長は、前項の規定に基づく要請をするときは、当該建築主に対し、保育所等設置要請書(別記第2号様式)を送付し、保育所等設置要請に対する回答書(別記第3号様式)を区長が指定する期日までに提出することを求めるものとする。

(協議済通知書の送付)

第6条 区長は、協議に係る大規模集合住宅について次のいずれかに該当すると認める場合は、当該建築主に対し協議済通知書(別記第4号様式)を送付するものとする。

(1) 保育所等設置要請に対する回答書が提出され、その内容の審査が終了したとき。

(2) 大規模集合住宅に保育所等を設置する必要があると認めるとき。

(協議結果の公表)

第7条 区長は、建築主の同意を得て協議の結果を区民に対して公表することができるものとする。

(支援)

第8条 区長は、大規模集合住宅に保育所等を設置しようとする建築主に対し、必要に応じて保育所等の整備等に関する情報を提供し、又はその他の支援を行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年2月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。